

渡良瀬川河川事務所節電実行計画

関東地方整備局渡良瀬川河川事務所においては、「国土交通省節電実行計画（平成23年6月20日）」（別掲）に基づき、以下の設備について、平成23年7月1日から平成23年9月30日までの期間、基準電力値に比して、原則15%以上抑制します。

○区分B

（小口需要設備（50kW以上500kW未満）及び小口需要設備（50kW以上500kW未満）の一部としての需要設備）

設備名	渡良瀬川河川事務所及び足利出張所
所在地	栃木県足利市
基準電力値	72,593kwh
節電に係る具体的取組	
(1) 執務室内の点灯蛍光灯管数を、照度に留意しつつ、可能な限り削減する。	
(2) 冷房中の室温を原則28度にするのを徹底する。	
(3) パソコンディスプレイの輝度を可能な限り低減するとともに、自動消灯を設定する。また長時間離席する場合は、シャットダウンを徹底する。	
(4) 電気ポットの使用を制限し、ガス湯沸かし器を活用する。	
(5) エレベーターの利用を原則停止する。	
(6) エアタオル、ウォシュレット便座の温水ヒータ切断を実施する。	
(7) トイレの照明は日中原則消灯し、夜間は必要に応じて点灯する。	
(8) 共用部分の照明は日中原則消灯し、必要に応じて点灯する。	

※基準電力値は、昨年のピーク期間（7月から9月）の月間使用最大電力量として
います。

※「国土交通省節電実行計画」において、防災等の理由で緊急的に関連機器等
を稼働する場合には適用除外とされています。

※「国土交通省節電実行計画」については、下記URLにてご確認下さい。

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/environment/sosei_environment_fr_000114.html

渡良瀬川河川事務所佐野河川出張所節電実行計画

関東地方整備局渡良瀬川河川事務所佐野河川出張所においては、「国土交通省節電実行計画(平成23年6月20日)」(別掲)に基づき、以下の設備について、平成23年7月1日から平成23年9月30日までの期間、基準電力値に比して、原則15%以上抑制します。

○区分C

(小口需要設備(50kW未満)及び小口需要設備(50kW未満)の一部としての需要設備並びに電灯契約の需要設備)

設備名	佐野河川出張所
所在地	栃木県佐野市
基準電力値	8,828kwh
節電に係る具体的取組	
(1) 執務室内の点灯蛍光灯管数を、照度に留意しつつ、可能な限り削減する。	
(2) 冷房中の室温を原則28度にすることを徹底する。	
(3) パソコンディスプレイの輝度を可能な限り低減するとともに、自動消灯を設定する。また長時間離席する場合は、シャットダウンを徹底する。	
(4) 電気ポットの使用を制限し、ガス湯沸かし器を活用する。	
(5) エアタオル、ウォシュレット便座の温水ヒータ切断を実施する。	
(6) トイレの照明は日中原則消灯し、夜間は必要に応じて点灯する。	
(7) 共用部分の照明は日中原則消灯し、必要に応じて点灯する。	

※基準電力値は、昨年のピーク期間の月間使用最大電力量としています。

※「国土交通省節電実行計画」において、防災等の理由で緊急的に関連機器等を稼働する場合には適用除外とされています。

※「国土交通省節電実行計画」については、下記URLにてご確認ください。

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/environment/sosei_environment_fr_000114.html

渡良瀬川河川事務所桐生出張所節電実行計画

関東地方整備局渡良瀬川河川事務所桐生出張所においては、「国土交通省節電実行計画(平成23年6月20日)」(別掲)に基づき、以下の設備について、平成23年7月1日から平成23年9月30日までの期間、基準電力値に比して、原則15%以上抑制します。

○区分C

(小口需要設備(50kW未満)及び小口需要設備(50kW未満)の一部としての需要設備並びに電灯契約の需要設備)

設備名	桐生出張所
所在地	群馬県桐生市
基準電力値	5,515kwh
節電に係る具体的取組	
(1) 執務室内の点灯蛍光灯管数を、照度に留意しつつ、可能な限り削減する。	
(2) 冷房中の室温を原則28度にすることを徹底する。	
(3) パソコンディスプレイの輝度を可能な限り低減するとともに、自動消灯を設定する。また長時間離席する場合は、シャットダウンを徹底する。	
(4) 電気ポットの使用を制限し、ガス湯沸かし器を活用する。	
(5) エアタオル、ウォシュレット便座の温水ヒータ切断を実施する。	
(6) トイレの照明は日中原則消灯し、夜間は必要に応じて点灯する。	
(7) 共用部分の照明は日中原則消灯し、必要に応じて点灯する。	

※基準電力値は、今年のピーク期間の月間使用最大電力量として、います。

※「国土交通省節電実行計画」において、防災等の理由で緊急的に関連機器等を稼働する場合には適用除外とされています。

※「国土交通省節電実行計画」については、下記URLにてご確認下さい。

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/environment/sosei_environment_fr_000114.html

渡良瀬川河川事務所足尾砂防出張所節電実行計画

関東地方整備局渡良瀬川河川事務所足尾砂防出張所においては、「国土交通省節電実行計画(平成23年6月20日)」(別掲)に基づき、以下の設備について、平成23年7月1日から平成23年9月30日までの期間、基準電力値に比して、原則15%以上抑制します。

○区分C

(小口需要設備(50kW未満)及び小口需要設備(50kW未満)の一部としての需要設備並びに電灯契約の需要設備)

設備名	足尾砂防出張所
所在地	栃木県日光市
基準電力値	4,000kwh
節電に係る具体的取組	
(1) 執務室内の点灯蛍光灯管数を、照度に留意しつつ、可能な限り削減する。	
(2) 冷房中の室温を原則28度にすることを徹底する。	
(3) パソコンディスプレイの輝度を可能な限り低減するとともに、自動消灯を設定する。また長時間離席する場合は、シャットダウンを徹底する。	
(4) 電気ポットの使用を制限し、ガス湯沸かし器を活用する。	
(5) エアタオル、ウォシュレット便座の温水ヒータ切断を実施する。	
(6) トイレの照明は日中原則消灯し、夜間は必要に応じて点灯する。	
(7) 共用部分の照明は日中原則消灯し、必要に応じて点灯する。	

※基準電力値は、昨年のピーク期間の月間使用最大電力量としています。

※「国土交通省節電実行計画」において、防災等の理由で緊急的に関連機器等を稼働する場合には適用除外とされています。

※「国土交通省節電実行計画」については、下記URLにてご確認ください。

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/environment/sosei_environment_fr_000114.html

渡良瀬川河川事務所大間々砂防出張所節電実行計画

関東地方整備局渡良瀬川河川事務所大間々砂防出張所においては、「国土交通省節電実行計画(平成23年6月20日)」(別掲)に基づき、以下の設備について、平成23年7月1日から平成23年9月30日までの期間、基準電力値に比して、原則15%以上抑制します。

○区分C

(小口需要設備(50kW未満)及び小口需要設備(50kW未満)の一部としての需要設備並びに電灯契約の需要設備)

設備名	大間々砂防出張所
所在地	群馬県みどり市
基準電力値	3, 248kwh
節電に係る具体的取組 (1) 執務室内の点灯蛍光灯管数を、照度に留意しつつ、可能な限り削減する。 (2) 冷房中の室温を原則28度にすることを徹底する。 (3) パソコンディスプレイの輝度を可能な限り低減するとともに、自動消灯を設定する。また長時間離席する場合は、シャットダウンを徹底する。 (4) 電気ポットの使用を制限し、ガス湯沸かし器を活用する。 (5) エアタオル、ウォシュレット便座の温水ヒータ切断を実施する。 (6) トイレの照明は日中原則消灯し、夜間は必要に応じて点灯する。 (7) 共用部分の照明は日中原則消灯し、必要に応じて点灯する。	

※基準電力値は、昨年のピーク期間の月間使用最大電力量としています。

※「国土交通省節電実行計画」において、防災等の理由で緊急的に関連機器等を稼働する場合には適用除外とされています。

※「国土交通省節電実行計画」については、下記URLにてご確認ください。

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/environment/sosei_environment_fr_000114.html

